

「東京都健康推進プラン21（第三次）（案）」の意見募集に寄せられた御意見について（案）

資料2

1 意見募集期間

令和5年12月26日（火曜日）から令和6年1月24日（水曜日）まで

2 意見総数

14者（個人9者、法人5者）・18件

3 意見の内訳

「総合目標」に関すること	1件
「喫煙」分野に関すること	12件
「喫煙・飲酒」分野に関すること	1件
「自然に健康になれる環境づくり」分野に関すること	4件

No.	ご意見の内容（要旨）	ご意見の理由（要旨）	都の考え方（案）
第4章 プラン21（第三次）の目指すもの			
第2節 目標 1 総合目標 （1）健康寿命の延伸			
1	総合目標として、（3）に「幸福」「豊かさ」「自律」を希求する目標を設定すべき	健康を維持するためには、その個人が「自分の健康は自分で守ろう」とする意識が必要であり、行政はそれを醸成する仕組みこそ求められる。寿命をのばしても、生きる質が低くは幸福感が少ない。延伸したその時間は、幸福で豊かなものを希求できるものでなければならない。	<p>プランでは、生活習慣病の予防とともに、身体やこころの健康の維持及び向上を図ることで、誰もが生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現を理念に掲げ、社会生活を営む上で必要な機能を維持し、健康上の理由で日常生活が制限されることなく生活できる期間の延伸（健康寿命の延伸）と、都民一人ひとりが、住んでいる地域にかかわらず、日常生活に必要な機能を維持できるよう、区市町村間における健康寿命の差の縮小（健康格差の縮小）を総合目標に設定しています。</p> <p>こうした目標の達成には、都民自らが、主体的に健康づくりに取り組み、健康管理に努めることが重要であることを基本的な考え方で示しており、都民が生涯にわたる健康づくりを推進することができるよう、取組を推進していきます。</p>
第5章 総合目標及び各分野の目標と取組			
第2節 個人の行動と健康状態の改善【領域1】 1 生活習慣の改善【区分1】 ○喫煙			
2	今以上に喫煙率を下げるような計画はやめるべき	健康志向の高まりやたばこ税増税により年々たばこの販売数量は減少しており、たばこ販売店の経営は厳しい状況。今以上に喫煙率を下げるような計画はやめていただきたい。	<p>喫煙はがんや循環器病等のリスクを高めるとされており、健康に悪影響を与えることが明らかにされています。がんや循環器病などの生活習慣病の発症を防ぎ、健康寿命の延伸を図るため、喫煙率減少に取り組む必要があります。</p> <p>都民が喫煙の健康影響を理解し、やめたいと考える方が喫煙をやめられるよう、正しい知識の普及啓発や、禁煙方法にかかる情報提供、禁煙希望者への支援等により、喫煙率の減少に取り組めます。</p>
3	たばこ販売を生業としている者にも考慮した計画とすべき	従業員の解雇や、営業自体を辞めざるを得ない状況に追い込むことの無いよう、たばこ販売店にも配慮した内容としてほしい。	<p>喫煙はがんや循環器病等のリスクを高めるとされており、健康に悪影響を与えることが明らかにされています。がんや循環器病などの生活習慣病の発症を防ぎ、健康寿命の延伸を図るため、喫煙率減少に取り組む必要があります。</p> <p>都民が喫煙の健康影響を理解し、やめたいと考える方が喫煙をやめられるよう、正しい知識の普及啓発や、禁煙方法にかかる情報提供、禁煙希望者への支援等により、喫煙率の減少に取り組めます。</p>

No.	ご意見の内容（要旨）	ご意見の理由（要旨）	都の考え方（案）
4	禁煙希望者には、行政の支援は必要と考えますが、それ以上に喫煙者を減らす「目標・指標」の設定には反対	行政の力で、たばこの喫煙者を悪者扱いしたり、喫煙場所を強制的に減少させること等々によって、禁煙希望者以上に喫煙者を減らすような、「目標・指標」設定と「取組」には反対。	喫煙はがんや循環器病等のリスクを高めるとされており、健康に悪影響を与えることが明らかにされています。がんや循環器病などの生活習慣病の発症を防ぎ、健康寿命の延伸を図るため、喫煙率減少に取り組む必要があります。 都民が喫煙の健康影響を理解し、やめたいと考える方が喫煙をやめられるよう、正しい知識の普及啓発や、禁煙方法にかかる情報提供、禁煙希望者への支援等により、喫煙率の減少に取り組めます。
5	喫煙率目標の算出にあたっては、令和4年の禁煙希望者の割合が公表されてから算出されるべき	第三次計画における20歳以上の喫煙率目標について、正確性を担保するためには喫煙率・禁煙希望者ともに同様の条件で算出されるべきであり、令和4年の国民健康・栄養調査における禁煙希望者の割合が公表されるまで喫煙率の数値目標は設定せず、東京都循環器病対策推進計画と同様に「下げる」の表記に留めるべき。	喫煙率とたばこをやめたい人の割合（以下「禁煙希望者割合」とする。）を同じ調査年とする場合、今から5年前の令和元年の調査値となることから、調査年次は異なりますが、可能な限り最新の調査値を用いて目標設定することとしました。令和4年の禁煙希望者割合を直近10年分の調査値に基づく近似式により推計し、目標を算出した場合にも、概ね同様の数値となります。 喫煙率の目標については、プラン21（第二次）に引き続き、数値目標を定めて取り組むこととしています。
6	喫煙率目標の設定においては、正しいエビデンスに基づく公正中立な検討を実施すべき	今回の目標値設定については、令和4年の国民生活基礎調査による20歳以上の都民の喫煙率と令和元年の国民健康・栄養調査による現在習慣的に喫煙している者のうちやめたい者がすべてやめた場合の喫煙率で算出されており、本来、調査年度を合わせて目標値を設定されるべき。 また、目標値に記載されている「未満」という表記については、目標値の考え方（喫煙している者のうちやめたい人がすべてやめた場合の喫煙率を設定）に基づけば、「未満」までの表記は不要。 今後の喫煙に関する取組についても、合理的かつエビデンスに基づき、「禁煙希望者への支援」となることを前提に検討されるべき。	喫煙率とたばこをやめたい人の割合（以下「禁煙希望者割合」とする。）を同じ調査年とする場合、今から5年前の令和元年の調査値となることから、調査年次は異なりますが、可能な限り最新の調査値を用いて目標設定することとしました。令和4年の禁煙希望者割合を直近10年分の調査値に基づく近似式により推計し、目標を算出した場合にも、概ね同様の数値となります。 なお、喫煙の健康影響等にかかる正しい知識の普及啓発に取り組むことを踏まえ、目標に「未満」を付記しており、喫煙をやめたい方がやめられるよう取り組んでいきます。
7	喫煙率目標の算出根拠となるデータの年度が異なっているのはおかしいのではないか	国の健康日本21では同じ年度の調査を用いた結果、第二次期間と第三次期間において同様の喫煙率目標(12%)を掲げており、東京都も同様に同じ年度の調査を用いるべき。よって、次期東京都健康推進プラン21の喫煙率目標は現行計画と同じ12%とし、中間評価時に改めて見直すことが妥当。	喫煙率とたばこをやめたい人の割合（以下「禁煙希望者割合」とする。）を同じ調査年とする場合、今から5年前の令和元年の調査値となることから、調査年次は異なりますが、可能な限り最新の調査値を用いて目標設定することとしました。令和4年の禁煙希望者割合を直近10年分の調査値に基づく近似式により推計し、目標を算出した場合にも、概ね同様の数値となります。
8	喫煙率目標において「未満」の表記は削除されるべき	やめたい人がやめることにより喫煙率を算出するという本来の趣旨に立ち返り、喫煙率目標における「未満」の表記を削除されるよう強く要望する。	喫煙率とたばこをやめたい人の割合（以下「禁煙希望者割合」とする。）を同じ調査年とする場合、今から5年前の令和元年の調査値となることから、調査年次は異なりますが、可能な限り最新の調査値を用いて目標設定することとしました。令和4年の禁煙希望者割合を直近10年分の調査値に基づく近似式により推計し、目標を算出した場合にも、概ね同様の数値となります。 なお、喫煙の健康影響等にかかる正しい知識の普及啓発に取り組むことを踏まえ、目標に「未満」を付記しており、喫煙をやめたい方がやめられるよう取り組んでいきます。
9	喫煙率目標にある【未満】という表記はたばこをやめたくない人までもやめさせるという考え方になるのではないか	たばこは合法的な嗜好品であり、やめたくない人までもやめさせるような目標にすべきではない。	喫煙の健康影響等にかかる正しい知識の普及啓発に取り組むことを踏まえ、目標に「未満」を付記しており、喫煙をやめたい方がやめられるよう取り組んでいきます。

No.	ご意見の内容（要旨）	ご意見の理由（要旨）	都の考え方（案）
10	「タバコ病による早死にを無くするための取り組み」をよりいっそう進めるべき	「タバコ病による早死にを無くするための取り組み」をよりいっそう進めていただきたい。 喫煙者にその危険性の周知啓発、とりわけタバコの依存性を強め禁煙離脱を困難にしているメンソールなどの禁止が施策として必須なので我が国でも「タバコの添加物の法規制と監督機関の創設」を都からも国へ要請いただきたい。 喫煙者に禁煙を促し勧めるために、「禁煙治療の2/3助成」を自治体でもよりいっそう進めていただきたい（アプリ活用も含め）。「禁煙治療の受診者数の数値目標を都道府県や市町村などで設けては」どうか。（都は区市町村を通じて禁煙治療の助成をされているが2/3助成に引き上げるとか）	喫煙や受動喫煙の健康影響に関する正しい知識の啓発や禁煙を希望する人への支援、公衆喫煙所を整備する区市町村への支援等、総合的に対策を進めていきます。
11	「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めるべき	健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げるべき。屋外の公共的施設や、歩道（路上）、公園、子ども関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、禁煙空間を広げていただきたい。 子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作りの推進をお願いしたい。 家族や、職場、公共の場などの受動喫煙で、病気になり、早死にした人は数知れない。「受動喫煙の危害ゼロの施策」をよりいっそう進めていただきたい。 イエローグリーン（受動喫煙防止）キャンペーンの意義について都でもご協力・連携をお願いしたい。	喫煙や受動喫煙の健康影響に関する正しい知識の啓発や禁煙を希望する人への支援、公衆喫煙所を整備する区市町村への支援等、総合的に対策を進めていきます。
12	104頁24, 25行目を削除すべき	公衆喫煙所の整備や喫煙所設置への支援は不要。喫煙率の低下に支障がでる。	受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等のリスクを高めるとされ、健康に悪影響を与える環境要因の一つです。このため、屋内での受動喫煙防止の徹底を目的とし、地域の実情に応じて公衆喫煙所を整備する区市町村への支援や、基準に沿った喫煙場所の整備に関する事業者支援を行っています。
13	受動喫煙対策を推進するならば、もっと都が主導して喫煙所設置に取り組むべき	最近、屋内も屋外も禁煙ばかりで、どこでたばこを吸ったらいいのかわからない。 もっと都が主導して、喫煙所設置に取り組むべき。	受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等のリスクを高めるとされ、健康に悪影響を与える環境要因の一つです。このため、屋内での受動喫煙防止の徹底を目的とし、地域の実情に応じて公衆喫煙所を整備する区市町村への支援や、基準に沿った喫煙場所の整備に関する事業者支援を行っています。
第2節 個人の行動と健康状態の改善【領域1】 1生活習慣の改善【区分1】 ○飲酒 ○喫煙			
14	飲酒や喫煙の過度な規制はやめるべき	健康の定義は人それぞれだと思いが飲酒や喫煙が過度に制限されると不健康になると思う。飲酒や喫煙の行き過ぎた規制はやめてほしい。	喫煙や過度な飲酒はがんや循環器病等のリスクを高めるとされており、健康に悪影響を与えることが明らかにされています。 生活習慣の改善により、がんや循環器病などの生活習慣病の発症を予防できるよう、喫煙や飲酒の健康影響等について、正しい知識の普及啓発に努めていきます。

No.	ご意見の内容（要旨）	ご意見の理由（要旨）	都の考え方（案）
第3節 社会環境の質の向上【領域2】 ○自然に健康になれる環境づくり			
15	受動喫煙防止のため、分煙環境整備を強く推進すべき	分煙環境整備を推進することで受動喫煙防止対策を進めていくべき。 取組の方向性に記載のとおり、屋内での受動喫煙防止の徹底に向け、公衆喫煙所を整備する区市町村への支援や、基準に沿った喫煙場所の整備に関する事業者への支援を一層推進いただくよう、強く要望する。	受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等のリスクを高めるとされ、健康に悪影響を与える環境要因の一つです。このため、屋内での受動喫煙防止の徹底を目的とし、地域の実情に応じて公衆喫煙所を整備する区市町村への支援や、基準に沿った喫煙場所の整備に関する事業者支援を行っています。 健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づき、区市町村や関係機関と連携して受動喫煙対策に取り組んでいきます。
16	望まない受動喫煙の防止に向け、屋内外における喫煙環境整備を促進すべき	本計画において「屋内での受動喫煙防止の徹底に向け、公衆喫煙所を整備する区市町村への支援や、基準に沿った喫煙場所の整備に関する事業者の支援を行います。」と記載いただいているが、こうした取り組みに賛同するとともに、今後とも東京都における喫煙環境の整備を推進していただきたい。 喫煙に関する取り組みは、都内のたばこ販売店への影響等も踏まえ、一方的で偏ったものではなく、バランスの取れた実効性の高い対策とすべき。	都では、広く都民の健康増進を図るため、望む、望まないにかかわらず受動喫煙を防止することを目的に条例を制定し対策を進めています。 受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等のリスクを高めるとされ、健康に悪影響を与える環境要因の一つです。このため、屋内での受動喫煙防止の徹底を目的とし、地域の実情に応じて公衆喫煙所を整備する区市町村への支援や、基準に沿った喫煙場所の整備に関する事業者支援を行っています。 健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づき、区市町村や関係機関と連携して受動喫煙対策に取り組んでいきます。
17	受動喫煙防止対策に関する飲食店向けの助成制度を継続すべき 受動喫煙防止対策に関する飲食店向けの助成制度の申請を簡素化すべき	引き続き飲食店の喫煙室設置に関する助成制度を継続頂くよう要望する。 また、例年では4月に助成金の募集が始まり、9月頃までの申込期限となっているが、申請に必要な書類の準備に時間を要し、期限に間に合わないという意見が多いのが実情。これを踏まえ、申請手続きの簡素化や、申込期限の延長などについても検討頂くことを要望する。	都では、宿泊施設・中小飲食店が行う喫煙専用室の整備等に係る費用の一部を助成するとともに、中小飲食店等に専門家を無料で派遣し、経営上の相談やアドバイスを行うなど、受動喫煙防止対策が円滑に進められるようきめ細かな支援を行っております。 引き続き、事業者における受動喫煙防止対策の取組状況などを踏まえ、適切な支援を進めてまいります。
18	店頭表示ステッカーの貼付を徹底すべき	都内全体で見ると、店頭表示ステッカーを貼付していない飲食店が未だ多いことから、店頭表示ステッカーの貼付徹底に向けた周知・啓発を行っていただきたい。 また、既に表示してあるステッカーについては経年劣化による汚れ、剥がれが目立つようになっていることから、東京都にて新たに作成し飲食店に配布いただきたい。	健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、標識の掲示等に関し、都や保健所設置区市が飲食店等への啓発や指導を行っています。 店頭掲示用の標識（ステッカー）は配布可能な場合がありますので、東京都や管轄自治体保健所のホームページなどをご確認ください。